

平成 22 年 6 月 1 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.1

新緑の美しい季節になりましたが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。
開業して 5 年目を迎え、地域密着の行政書士を目指して日々努力(カラ回りもありますが…)しております。
早速ですが、このたび事務所の情報誌を発行する運びとなりました。
今話題の事柄を取り上げ、皆様にご紹介させていただきたいと思います。
今回は、最近マスコミでも話題の遺言ツアーと、相続には切っても切り離せないお葬式の情報をピックアップしました。

遺言ツアーって？

行政書士、心理カウンセラーらが同行し、2泊3日の温泉旅行で遺言書を作成するというものです。大阪の行政書士がツアー会社と企画しました。

行政書士、税理士、心理カウンセラーが参加することによって、法律面と感情面の両方から参加者をサポートするという事です。マスコミでも取り上げられました。

ツアー終了後の参加者の感想を読んでもみると、ほとんどの方は、いきなり遺言書を書くのは、大変だと思われるようです。

遺言書を書くためには、まず、**What**(どの財産を) **Who**(だれに) **How much**(どれだけ)相続させるのかをしっかり決めなければなりません。

相続人が複数おられる場合は、けんかのもとにならないように気をつけることも大切です。また、良好な家族関係が築かれていない場合には、相続させたくないという感情が出てくるかもしれません。

それぞれの思いを2日間で整理し、3日目には遺言書を仕上げる予定なのですが、あれこれと迷いも出てきて、なかなか大変なようです。

皆様も年齢に関係なく、少し立ち止まって、「もし自分が死んだら・・・」という思いで、ご家族のことを考えてみませんか？

遺言書には、財産の分け方以外にも、ご自身の思いを書くこともできます。

(付言事項といいます)

それを読まれた方々は、それぞれの思いで、ご自身との繋がりを感じられるのではないのでしょうか。

当事務所でも、3回シリーズで公正証書遺言の作成を企画中です。

1回目 遺言書を書く前に 2回目 遺言書作成

3回目 公正証書遺言作成（公証役場にて）

興味のある方は、お問い合わせください。

お葬式ウォッチング

いくらかかる？

日本消費者協会の調査（平成19年）によると、葬儀にかかる費用の総額は約230万円となっています。

（単位：万円）

通夜からの飲食接待費	40.1
寺院の費用（お経料、戒名、お布施）	54.9
葬儀一式費用	142.3
合 計	231.0

場所は？

葬儀専門の式場（葬儀センター・式場）がトップで全体の約65%を占め、「寺・教会」、「自宅」と続いています。

困ったことは？

家族の葬儀を経験して困ったことは、「心付けやお布施の額」「通夜・告別式の接待の仕方や手配」「葬儀の手順がわからなかった」が多くなっています。

生前契約、生前予約って？

生前契約、生前予約とも、葬儀を生前に準備しておくためのシステムです。

核家族や一人暮らしの増加、地域社会との接点の減少、個を尊重する教育などによって、「死後、家族に迷惑をかけないようにしておきたい」「自分らしい葬式がしたい」「葬儀の担い手がない」という人が増えてきました。

生前契約は、1910年代にアメリカの葬儀会社が始めたもので、契約社会を反映してか、わずか2年で全米に広がっていきました。日本では、1990年代半ばに登場しています。

生前に葬儀内容を取り決める、費用の支払い方法を定めるというもので、公正証書遺言によってなされます。遺言の中で祭祀主宰者の指定や、生命保険などで葬儀費用を支払うことなどを決めておきます。

生前予約は、もう少し軽いイメージのもので、葬儀社の指定や互助会の積立などもこれにあたります。

契約における注意事項としては、どのような内容が契約に含まれているのか、解約についての規定はどうなっているかなどの契約内容を必ずチェックすることです。

契約時に一括で支払ってしまった後に、解約を申し出たら半分しか返ってこなかったというトラブルも発生しています。費用の支払いは、あくまでも事後に！ですね。

契約に関する事項

- 葬儀の内容や形式
(喪主、家族葬、無宗教葬、仏式か神式か、お別れ会の有無など)
- 葬儀の予算
- 希望する戒名（仏式の場合）
- 葬儀内容の細かな指定
(祭壇、飾り付け、音楽、遺影、死装束、棺、骨壺、霊柩車、ふるまい料理、香典返しなど)
- 埋葬方法（遺骨・遺灰、お墓など）

互助会解約トラブルにご注意！！

- 葬儀一式という言葉

互助会の解約トラブルが増加しています。原因は、互助会職員の説明不足からくるものです。Aさんは、互助会営業マンから、「葬儀一式36万円」と説明され積立を始めました。

満期を迎え、これで自分の葬式ができると安心していました。

あるとき、知人に互助会の話をしたら、36万円は、ほとんど祭壇費に消えると言われました。早速、互助会に問い合わせると、36万円に、お料理代、返礼金、斎場の使用料、火葬料その他の項目の費用が加算されていきますとの回答。

- 解約手数料がやたら高い

解約を申し出ましたが、なかなか応じてもらえず、結局、解約はできたものの、解約手数料として48,960円(13.6%)もとられてしまったということです。

解約に関することも、営業マンから全く説明を受けていなかったそうです。

●積み立てても利息なし

互助会に積み立てるということは、互助会で祭壇を借りる権利を持つというだけのことです。Aさんは、積立＝利息のイメージがあったそうですが・・・

●倒産のリスクもあり

互助会は経済産業省の認定事業だから安心……というのは間違いです。互助会も倒産します。その場合、掛け金の半分は戻ってきません。

実際には、他の互助会が、倒産した互助会の会員を引き継ぐという措置がとられるようですが、100%安心とは言えません。

上記のことを理解したうえで、納得して加入されることをお勧めします。

契約しようと思うけど何だか不安という方は、契約書のチェックをさせていただきますので、ご利用ください。

最後まで、お読みいただき、ありがとうございました。

ご感想や、次回取り上げてほしいテーマなどがありましたら、是非お知らせください。

今日も、素敵な1日でありますように！！

プロフィール

関西学院大学法学部卒業。

子育て中に、行政書士、ファイナンシャルプランナーの資格を取得し、平成17年に開業。

わかりやすさと丁寧な対応を心がけております。

趣味：ベランダでの家庭菜園、バイオリン、情報収集

中学2年生と小学6年生の子どもがいます。

取り扱い業務：相続、遺言書、離婚、交通事故、クーリングオフ

内容証明、各種契約書、示談書



鱸(すずき)行政書士事務所
芦屋市呉川町18-2-201
電話 0797-34-6202
FAX 0797-34-6203
HP <http://suzuki-gyousei-office.com>
e-mail info@suzuki-gyousei-office.com